

第22期第3回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年6月23日（水） 14：00～

2 場 所 福岡県有明海水産会館
(柳川市三橋町高畑 271 TEL 0944-73-6166)

3 議 題

- (1) 令和3年度福岡県有明海区における機船船びき網（えび2そうびき網）漁業許可方針について（協議） 資料1
- (2) 福岡県資源管理指針の一部改正について（協議） 資料2
- (3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議での提案議題について（協議） 資料3
- (4) 刺し網等漁業福岡佐賀相互入漁の申請状況について（報告） 資料4
- (5) その他

令和3年度福岡県有明海区における機船船びき網 (えび2そうびき網) 漁業許可方針(案)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者(漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。)に対してのみ行うこととする。

許可する船舶等の数の上限	住所要件
50隻(25統)以内	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市

(2) 船舶の総トン数

定めなし

(3) 推進機関の馬力数

定めなし

(4) 操業区域

福岡県地先有明海海域(農林水産大臣管轄漁場を含む)

(5) 漁業時期

令和3年9月20日から令和3年11月30日まで

2 許可の有効期間

1年

3 条件

- (1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。
- (2) 僚船は〇〇丸、F〇〇-〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。
- (3) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の海域で操業してはならない。
- (4) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

4 申請書の添付書類等

- (1) 漁業許可申請一覧表
- (2) 機船船びき網漁業許可申請書

※ 注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法(第26条)で定める灯火の内容(別紙)を許可証の裏面に添付する。

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

(別 紙)

注意事項

夜間、機船船びき網（えび2そうびき網）漁業を操業する場合、海上衝突予防法（第26条）で定める灯火を掲げなければならない。

【参考】

1 長さ12メートル以上20メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1灯	灯火の視認距離 3海里以上
(2) 全周灯	緑色	1灯	〃 2海里以上
〃	白色	1灯	〃 〃
(3) 舵灯 (又は両色灯)	緑色、紅色 1灯)	1対	〃 〃
(4) 船尾灯	白色	1灯	〃 〃

2 長さ12メートル未満の船舶

(1) マスト灯	白色	1灯	灯火の視認距離 2海里以上
(2) 全周灯	緑色	1灯	〃 〃
〃	白色	1灯	〃 〃
(3) 舵灯 (又は両色灯)	緑色、紅色 1灯)	1対	〃 1海里以上
(4) 船尾灯	白色	1灯	〃 2海里以上

(注) 航行中及び漁場移動中は、(1)、(3)、(4)の灯火を掲げ、操業中は(2)、(3)、(4)の灯火を掲げること。

旧	新				
令和2年度福岡県有明海区における 機船船びき網 (えび2そうびき網) 漁業許可方針 <u>福岡県有明海区におけるえび2そうびき網漁業について、えび類資源の安定、有効利用及び漁業秩序の確立を図るため、次により処理する。</u>	令和3年度福岡県有明海区における 機船船びき網 (えび2そうびき網) 漁業許可方針（案） <u>(簡素化のため削除)</u>				
1 許可隻数 50隻（25統）以内	1 制限措置に関する事項 <u>(1) 許可枠及び住所要件</u> 次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。				
2 許可の適格者 <u>(1) 福岡県有明海区の漁業協同組合に所属する漁業協同組合員又は福岡県有明海区に沿う市若しくはそれに隣接する市に漁船の主たる根拠地を有し福岡県有明海区漁業調整委員会で認められた者。</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">許可する船舶等の 数の上限</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">住所要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">50隻（25統）以 内</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">大川市、柳川市、みやま 市、大牟田市</td></tr> </tbody> </table>	許可する船舶等の 数の上限	住所要件	50隻（25統）以 内	大川市、柳川市、みやま 市、大牟田市
許可する船舶等の 数の上限	住所要件				
50隻（25統）以 内	大川市、柳川市、みやま 市、大牟田市				
<u>(2) 申請する漁船の漁船登録原簿の使用者の欄に記載されている者。</u>	<u>(「漁業の許可に関する基準」において、別途定めた め削除)</u>				
（新設）	<u>(2) 船舶の総トン数</u> <u>定めなし</u>				
（新設）	<u>(3) 推進機関の馬力数</u> <u>定めなし</u>				
3 許可期間及び操業期間 <u>許可期間： 1年</u> <u>操業期間： 令和2年9月20日から令和2年11月30日まで</u>	<u>(2) 許可の有効期間において定める)</u> <u>(1) (5) 漁業時期において定める)</u>				
4 操業区域 福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場	(4) 操業区域 福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場				

を含む。)

を含む。)

(5) 漁業時期

令和3年9月20日から令和3年11月30日まで

2 許可の有効期間

1年

5 制限又は条件

- (1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。
- (2) 僚船は〇〇丸、F〇〇-〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。
- (3) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の海域で操業してはならない。
- (4) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

6 許可申請書類

- (1) 漁業許可申請一覧表
 - (2) 機船船びき網漁業許可申請書
- ※ 注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法（第26条）で定める灯火の内容（別紙）を許可証の裏面に添付する。

（新設）

3 条件

- (1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。
- (2) 僚船は〇〇丸、F〇〇-〇〇〇〇〇以外の漁船は使用してはならない。
- (3) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の海域で操業してはならない。
- (4) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

4 申請書の添付書類等

- (1) 漁業許可申請一覧表
 - (2) 機船船びき網漁業許可申請書
- ※ 注意事項として、夜間操業する場合、海上衝突予防法（第26条）で定める灯火の内容（別紙）を許可証の裏面に添付する。

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

機船びき網（えび2そうびき網）漁業許可状況一覧表

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
許可隻数	4隻(2統)	4隻(2統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	0隻(0統)	4隻(2統)	隻(統)
許可期間	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	9.20～11.30	
福岡県 操業区域										福岡県地先有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む）
										(1) 区画漁業権の免許に基づくのり養殖漁場とその周囲200メートル以内の海域において操業してはならない。
										(2) 借船は〇〇丸(F〇〇-〇〇〇〇〇〇)以外の船を使用してはならない。
										(3) 農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域では操業してはならない。
										(4) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
許可隻数	10隻(5統)	8隻(4統)	隻(統)							
許可期間	農区9.20～11.30									
佐賀県 操業区域										佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
										1 次に掲げる区域で操業してはならない。
										(1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。
										(2) 周囲200メートル以内の区域。
										(2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。
										(2) 指定された船以外を僚船に使用してはならない。
										(3) 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以内の区域。
										(4) 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

資料 2
(22期3回有明漁調委)
(令和3年6月23日)

令和3年6月23日
有明海区漁業調整委員会

福岡県資源管理指針の一部改正について（協議）

水産振興課漁船漁業係

○概要

令和2年12月21日2水管第1841号で我が国の海洋生物資源の資源管理指針が一部改正されたことを受けて、福岡県資源管理指針の見直しを行うもの。

○指針作成の手続き

- (1) 資源管理協議会における検討（資源管理指針（案）の作成）
- (2) 漁業調整委員会への付議
- (3) 水産庁との協議
- (4) 水産庁長官の指針認定、指針制定

○主な変更点

- (1) 漁獲データを最新の農林水産統計にあわせて平成30年までに更新
- (2) 本指針に基づく資源管理計画が、資源管理協定への移行完了に伴い、本指針を廃止する旨を追記（改正された国の指針との整合を図るもの）

○今後のスケジュール

- (1) R3.6月24日 有明海区漁業調整委員会へ変更内容の協議
- (2) R3.7月 日 豊前海区漁業調整委員会へ変更内容の協議
- (3) R2.8月 水産庁へ協議、指針変更

○別紙について

- 別紙1 指針変更協議依頼文（案）
別紙2 資源管理指針変更新旧対照表

写

3水第1068号-2
令和3年6月21日

有明海区漁業調整委員会会長
半田 亮司 様

福岡県農林水産部水産局水産振興課
(漁 船 漁 業 係)



福岡県資源管理指針の一部改正について（協議）

標記のことについて、別紙のとおり改正したいので、資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）第2の3の（4）の規定に基づき協議します。

【抜粋版】福岡県資源管理指針新旧対照表（下線部：変更箇所）

位置	変更後	変更前
(2ページ)	<p>有明海は (略)</p> <p>漁業種類別に見ると、平成28年に約10年ぶりの大量発生が認められたアサリの漁獲量が急激に増加し、平成29年の漁獲量は前年の3倍近くに達した。その影響で採貝漁業の占める割合が前年の<u>61%</u>から<u>76%</u>に増加、さし網漁業は<u>37%</u>から<u>21%</u>に減少した。なお、この2つの漁業種類で有明海の漁業全体の97%を占める。</p>	<p>有明海は (略)</p> <p>漁業種類別に見ると、平成28年に約10年ぶりの大量発生が認められたアサリの漁獲量が急激に増加し、平成29年の漁獲量は前年の<u>61%</u>から<u>21%</u>に減少した。その影響で採貝漁業の占める割合が前年の<u>37%</u>から<u>76%</u>に増加、さし網漁業は<u>37%</u>から<u>21%</u>に減少した。なお、この2つの漁業種類で有明海の漁業全体の97%を占める。</p>

図差し替え

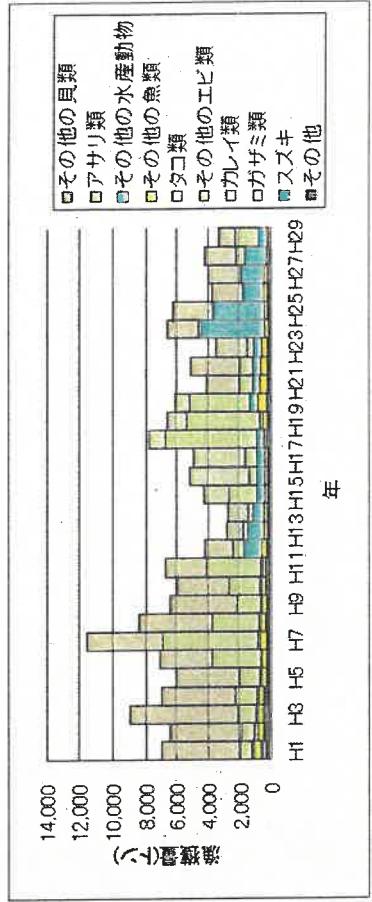


図2 有明海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移

(略)

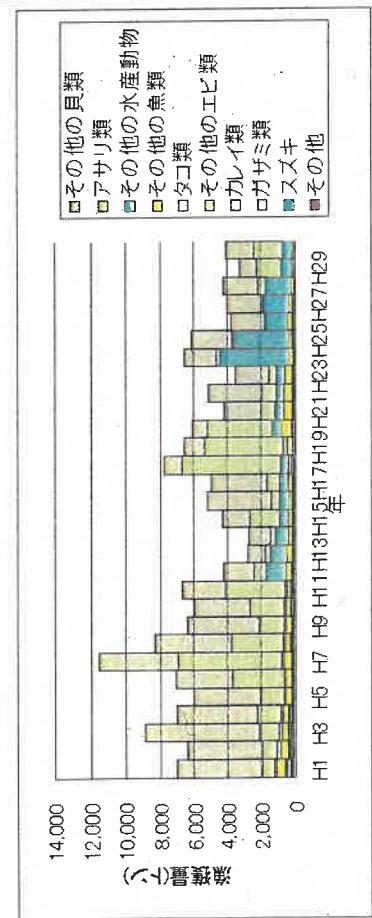


図2 有明海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移

(略)

(22ページ)	第4 その他	第4 その他
	(1) 履行確認等について (略)	(1) 履行確認等について (略)
	(2) その他 (略)	(2) その他 (略)
(追加)	(3) 福岡県資源管理指針の廃止について 本指針に基づく資源管理計画は、漁業法に基づく資源管理協定へ順次移行し、令和5年度末までに移行を完了することとし、これに伴い、本指針を廃止する。	

新旧対照表（全体版）

福岡県資源管理指針新旧対照表（下線部：変更箇所）

位置 (1ページ)	福岡県資源管理指針 変更前	福岡県資源管理指針 変更後
		<p>平成23年3月31日 制定 (平成23年8月25日 変更) (平成24年3月26日 変更) (平成26年1月15日 変更) (平成26年9月4日 変更) (平成27年2月24日 変更) (平成28年4月14日 変更) (平成28年9月2日 変更) (平成29年7月18日 変更) (平成30年4月25日 変更) (平成31年4月12日 変更) (令和2年3月27日 変更) (令和3年8月 日 変更) (追加) </p>

第1 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1. 漁業概観
 本県は、九州北部に位置し、外海性の筑前海、内海性の豊前海、内湾性の有明海という特性的異なる3つの海域を有しています。

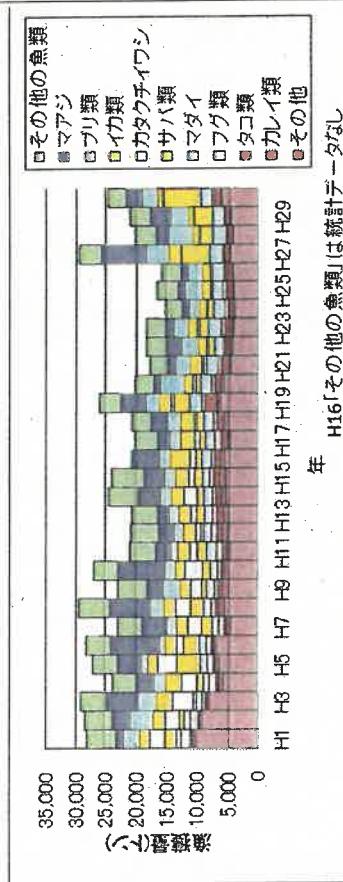
(1ページ)

筑前海は、対馬海峡東水道の玄界灘、響灘に位置し、対馬暖流の影響を受ける海域である。沿岸域の岩礁地帯には藻場が多く形成されており、アワビ・サザエ等の定生性の水産資源が多く生息している。沖合域には、多くの天然礁が分布し、広域回遊性のマアジ・サバ類や、マダイ、イカ類等の好漁場が形成されている。漁業生産については、平成30年は生産量2.5万トン、生産額88億円と前年より豊漁であった。生産量を漁業種類別にみると中小型まき網漁業が26%、船びき網漁業が21%、つり漁業が10%と続き、これらの漁業で全体の6割程度を占める。その他底びき網漁業、小型底びき網漁業等の多種多様な漁業が當まれている。

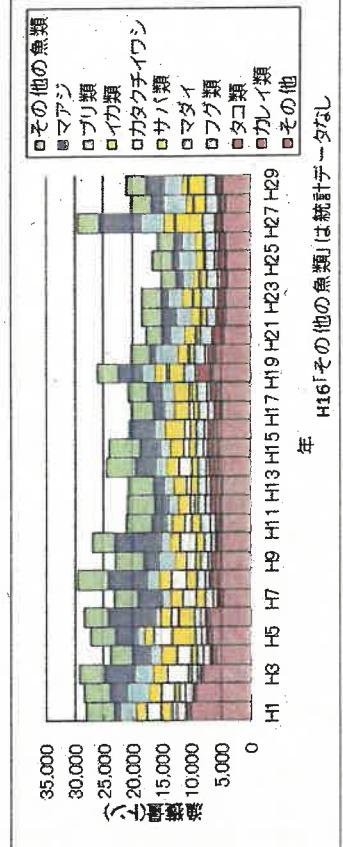
る。

筑前海は、対馬海峡東水道の玄界灘、響灘に位置し、対馬暖流の影響を受ける海域である。沿岸域の岩礁地帯には藻場が多く形成されており、アワビ・サザエ等の定生性の水産資源が多く生息している。沖合域には、多くの天然礁が分布し、広域回遊性のマアジ・サバ類や、マダイ、イカ類等の好漁場が形成されている。漁業生産については、平成29年は生産量2.1万トン、生産額82億円と前年並であった。生産量を漁業種類別にみると中小型まき網漁業が29%、船びき網漁業が23%、つり漁業が11%と続き、これらの漁業で全体の6割以上を占める。その他底びき網漁業、小型底びき網漁業等の多種多様な漁業が當まれている。

図差し替え



年 H16「その他の魚類」は統計データなし



年 H16「その他の魚類」は統計データなし

(2ページ)

有明海は、筑後川をはじめ多くの河川が流れ込む海域で、干満差が最大 6 m に達し、干潮時には約 20km² の広大な干潟が出 現する。全国有数のノリ養殖産地であるとともに、アサリ等の貝類資源が豊富である。漁業生産については、生産量 3,7~6,6 千トン、生産額 12~24 億円前後で推移しているが、アサリ等の採貝漁業が中心であり、生産量は貝類資源の状態に大きく左右される。近年はクラゲの中国籍輸出需要が増大しており、平成 24 年からクラゲの大量発生があった際にはクラゲを含む他の水産動物の占める割合が生産量の過半数を占めた。

漁業種類別に見ると、平成 28 年に約 10 年ぶりの大量発生が認められたアサリの漁獲量が急激に増加し、平成 29 年の漁獲量は前年の 3 倍近くに達した。平成 30 年はさらに漁獲量が増加し、その影響で採貝漁業の占める割合が前年の 76% から 81% に増加、さし網漁業は 21% から 16% に減少した。なお、この 2 つの漁業種類で有明海の漁業全体の 97% を占める。

有明海は、筑後川をはじめ多くの河川が流れ込む海域で、干満差が最大 6 m に達し、干潮時には約 20km² の広大な干潟が出現する。全国有数のノリ養殖産地であるとともに、アサリ等の貝類資源が豊富である。漁業生産については、生産量 3,7~6,6 千トン、生産額 12~24 億円前後で推移しているが、アサリ等の採貝漁業が中心であり、生産量は貝類資源の状態に大きく左右される。近年はクラゲの中国籍輸出需要が増大しており、平成 24 年からクラゲの大量発生があった際にはクラゲを含む他の水産動物の占める割合が生産量の過半数を占めた。

漁業種類別に見ると、平成 28 年に約 10 年ぶりの大量発生が認められたアサリの漁獲量が急激に増加し、平成 29 年の漁獲量は前年の 3 倍近くに達した。その影響で採貝漁業の占める割合が前年の 61% から 76% に増加、さし網漁業は 37% から 21% に減少した。なお、この 2 つの漁業種類で有明海の漁業全体の 97%

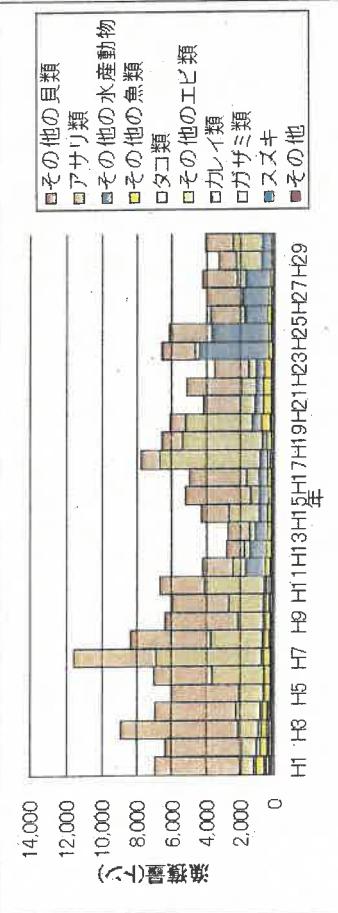


図2 有明海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移

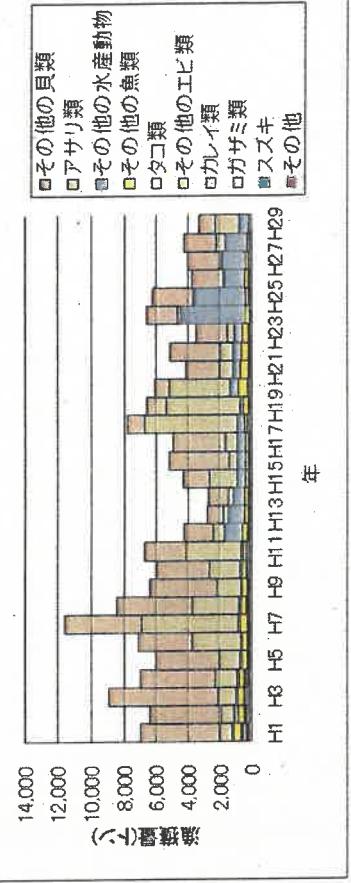


図2 有明海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移

豊前海は、瀬戸内海最西部の周防灘に位置する海域で、水深は15mより浅く、底質は泥又は砂泥である。カレイ類、ガザミ、エビ類、シャコ等の好漁場となっている。漁業生産は年々減少しており、平成30年は生産量1,3千トン、生産額12.0億円となっている。漁業種類別にみると小型底びき網漁業が45%、かご漁業が17%と続き、これらの漁業で全体の6割を占める。その他さし網漁業、小型定置網漁業等の漁業が営まれている。

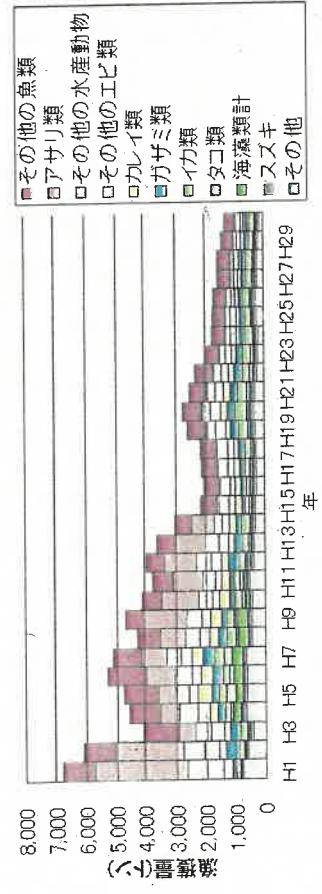


図3 豊前海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移

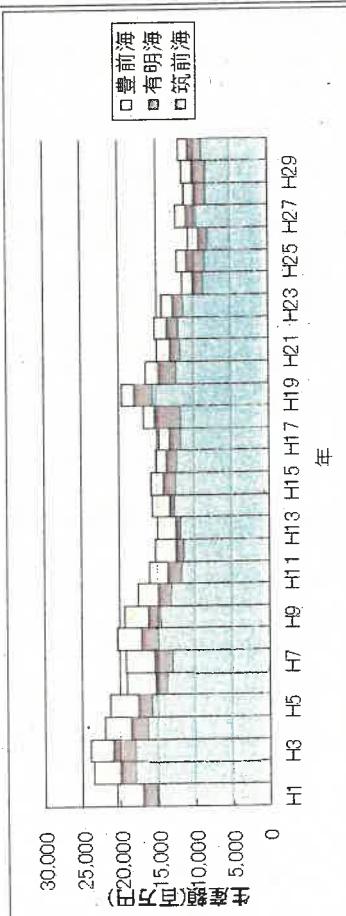


図4 沿岸漁業生産額の推移

2. 資源管理の実態

本県では、昭和60年代以降、資源管理型漁業総合推進対策事業によって、本格的に資源管理を開始した。これまでに、筑前

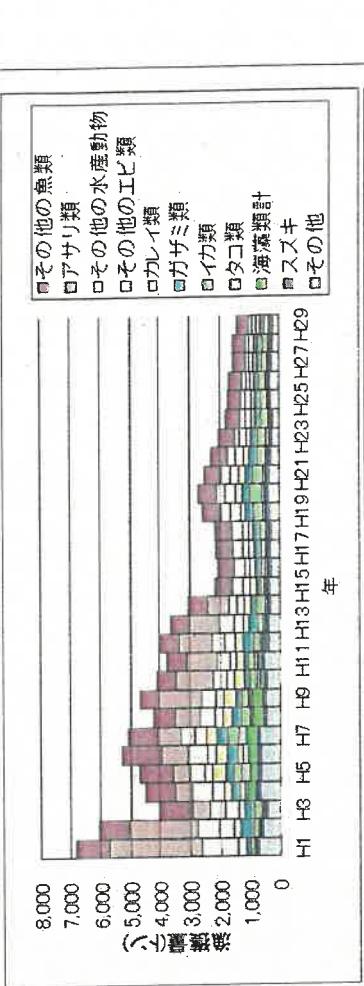


図3 豊前海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移

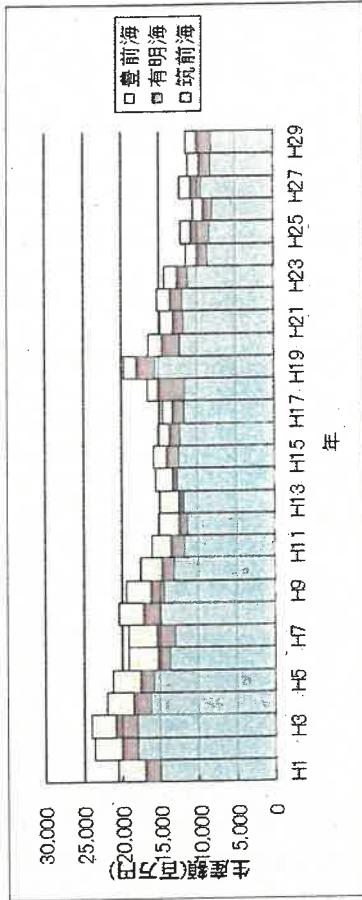


図4 沿岸漁業生産額の推移

2. 資源管理の実態

本県では、昭和60年代以降、資源管理型漁業総合推進対策事業によつて、本格的に資源管理を開始した。これまでに、筑前

海では各種漁業種類におけるトラフグ、マダイ、ヒラメ等の小型魚再放流を中心とした取組、豊前海では小型底びき網漁業を中心としたカレイ類、シャコ等の小型魚再放流の取組、有明海ではタイラギを対象とした保護区の設定や休漁等の取組が行われてきた。

さらに平成8年からはTAC制度の下で、マアジ、サバ類、マイワシ、スルメイカを対象とした漁獲量管理を、平成14年からは資源回復計画制度の下で、「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画（平成14年4月12日公表）」、「周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、クルマエビ、シャコ、ガザミ）資源回復計画（平成16年11月19日公表）」、「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画（平成17年4月15日公表）」、「福岡湾口域イカナゴ資源回復計画（平成19年6月5日公表）」、「有明海ガザミ資源回復計画（平成20年3月28日公表）」に基づき、小型魚及び産卵親魚の保護、休漁期間の設定、漁具の制限等の資源管理に取り組んできた。

また平成29年4月にクロマグロが新たに漁獲量管理対象魚種として政令指定を受けたことから、平成30年7月よりクロマグロについてもTAC制度による数量管理が実施されている。

3. 資源管理の方向性

本県では、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置の遵守を徹底するとともに、こ

海では各種漁業種類におけるトラフグ、マダイ、ヒラメ等の小型魚再放流を中心とした取組、豊前海では小型底びき網漁業を中心としたカレイ類、シャコ等の小型魚再放流の取組、有明海ではタイラギを対象とした保護区の設定や休漁等の取組が行われてきた。

さらに平成8年からはTAC制度の下で、マアジ、サバ類、マイワシ、スルメイカを対象とした漁獲量管理を、平成14年からは資源回復計画制度の下で、「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画（平成14年4月12日公表）」、「周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、クルマエビ、シャコ、ガザミ）資源回復計画（平成16年11月19日公表）」、「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画（平成17年4月15日公表）」、「福岡湾口域イカナゴ資源回復計画（平成19年6月5日公表）」、「有明海ガザミ資源回復計画（平成20年3月28日公表）」に基づき、小型魚及び産卵親魚の保護、休漁期間の設定、漁具の制限等の資源管理に取り組んできた。

また平成29年4月にクロマグロが新たに漁獲量管理対象魚種として政令指定を受けたことから、平成30年7月よりクロマグロについてもTAC制度による数量管理が実施されている。

3. 資源管理の方向性

本県では、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置の遵守を徹底するとともに、こ

これまで取り組んでいる、TAC 管理や資源回復計画に基づく取組も含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組を積極的に促進することにより、水産資源の維持・回復を推進する。なお、本指針における公的資源管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成 14 年 3 月閣議決定）に基づく取組の開始された平成 14 年度以降にこれら公的管理措置に移行したものについては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

これまで取り組んでいる、TAC 管理や資源回復計画に基づく取組も含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組を積極的に促進することにより、水産資源の維持・回復を推進する。なお、本指針における公的資源管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成 14 年 3 月閣議決定）に基づく取組の開始された平成 14 年度以降にこれら公的管理措置に移行したものについては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

第 2 海洋生物資源毎の動向及び管理の方向

【筑前海区】

【魚種別資源管理】

1. マダイ

（1）資源及び漁獲の状況

マダイは、主に 1 そうごち網漁業（許可）、2 そうち網漁業（許可）で漁獲されている。

第 2 海洋生物資源毎の動向及び管理の方向

【筑前海区】

【魚種別資源管理】

1. マダイ

（1）資源及び漁獲の状況

マダイは、主に 1 そうごち網漁業（許可）、2 そうち網漁業（許可）で漁獲されている。

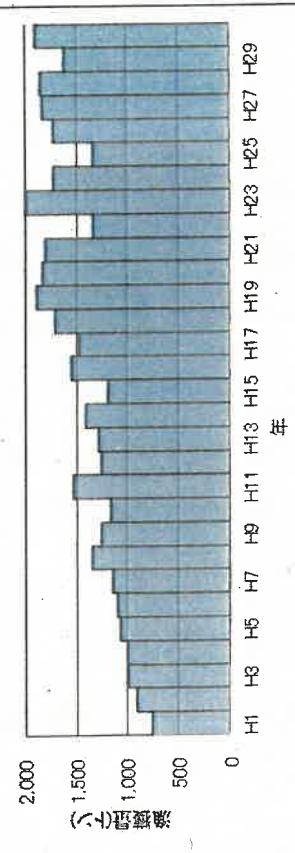


図5 筑前海区マダイ漁獲量の推移

近年の漁獲量は1,300～2,000トンで推移しており、年変動はあるものの横ばいで、資源も比較的高位水準であると推測される。

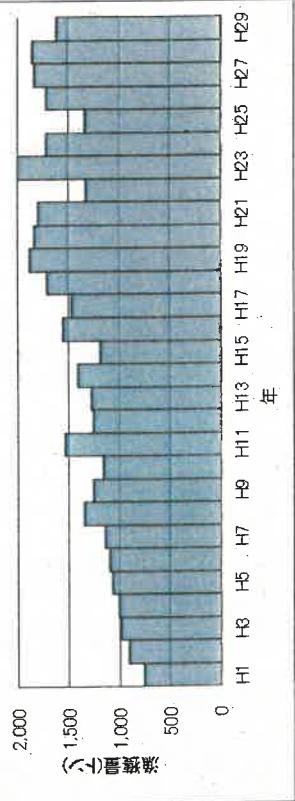


図5 筑前海区マダイ漁獲量の推移

近年の漁獲量は1,300～2,000トンで推移しており、年変動はあるものの横ばいで、資源も比較的高位水準であると推測される。

(2) 資源管理目標

資源の高位水準を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

1 ごうち網漁業

資源の高位水準を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記措置のほか、これまで取り組んできた漁獲物制限

(2) 資源管理目標

資源の高位水準を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

1 ごうち網漁業

資源の高位水準を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記措置のほか、これまで取り組んできた漁獲物制限

(4ページ) (小型魚再放流) 等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持に努める必要がある。

2 ごち網漁業：
資源の高位水準を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。
○休漁

また、上記措置のほか、これまで取り組んできた漁獲物制限(小型魚再放流)の措置についても引き続き取り組み、資源の維持に努める必要がある。

(5ページ)

(小型魚再放流) 等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持に努める必要がある。

2 ごち網漁業：
資源の高位水準を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。
○休漁

また、上記措置のほか、これまで取り組んできた漁獲物制限(小型魚再放流)の措置についても引き続き取り組み、資源の維持に努める必要がある。

2. トラフグ

(1) 資源及び漁獲の状況
トラフグは、主としてとらふぐはえ縄漁業(承認・届出制*)で漁獲されている。漁獲量は、平成7年に208トンであったものが、21年には30トンまで減少し、その後、福岡県の漁獲量は横ばいであるが、水産庁の資源評価によると東シナ海・日本海・瀬戸内海系群のトラフグ資源量は低位水準で減少傾向にあると推定されている。

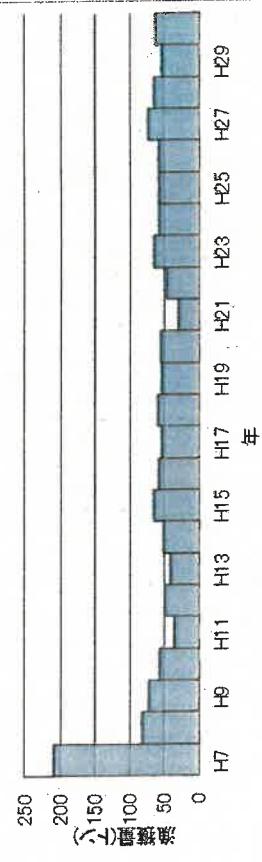


図6 築前海区トラフグ漁獲量の推移

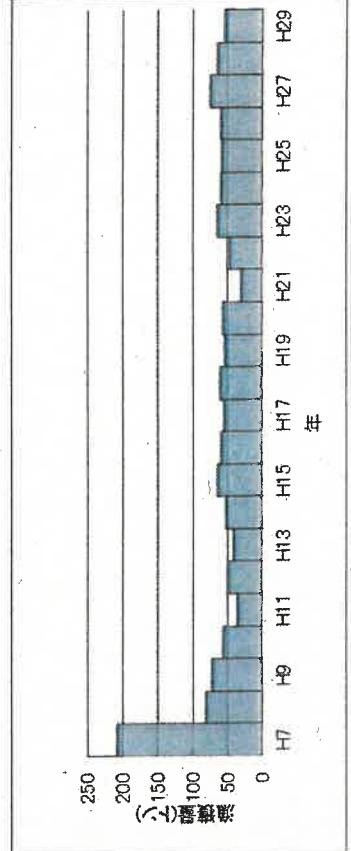


図6 築前海区トラフグ漁獲量の推移

※九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画における漁獲努力量抑制措置として、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により自由漁業から承認・届出漁業へ移行。

- (2) 資源管理目標
資源が低位水準、減少傾向にあることから、今後この状況を回復基調に転じさせることを目標とする。
- (3) 資源管理措置
とらふぐはえ縄漁業：

低位水準、減少傾向にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画で取り組んできた下記措置に、引き続き重点的に取り組む必要がある。

○休漁

- (2) 資源管理目標
資源が低位水準、減少傾向にあることから、今後この状況を回復基調に転じさせることを目標とする。
- (3) 資源管理措置
とらふぐはえ縄漁業：

低位水準、減少傾向にある資源量を回復させるために、当該漁業から承認・届出漁業へ移行。

(2) 資源管理目標
資源が低位水準、減少傾向にあることから、今後この状況を回復基調に転じさせることを目標とする。

(3) 資源管理措置
とらふぐはえ縄漁業：

○休漁

(5ページ)

また、上記の措置のほか、九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画で取り組んできた、小型魚の再放流・種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

(6ページ)

3. イカ類

(1) 資源及び漁獲の状況

イカ類については、いか釣り漁業（自由、許可）で漁獲されるケンサキイカ・ヤリイカ等と、いかかご漁業（許可）で漁獲されるコウイカ類が含まれる。漁獲量は年による変動が大きいが、近年は減少傾向であり、平成30年の漁獲量は959トンと前年に引き続き1,000トンを下回った。

-19-

3. イカ類

(1) 資源及び漁獲の状況

イカ類については、いか釣り漁業（自由、許可）で漁獲されるケンサキイカ・ヤリイカ等と、いかかご漁業（許可）で漁獲されるコウイカ類が含まれる。漁獲量は年による変動が大きいが、近年は減少傾向であり、平成29年の漁獲量は842トンと初めて1,000トンを下回った。

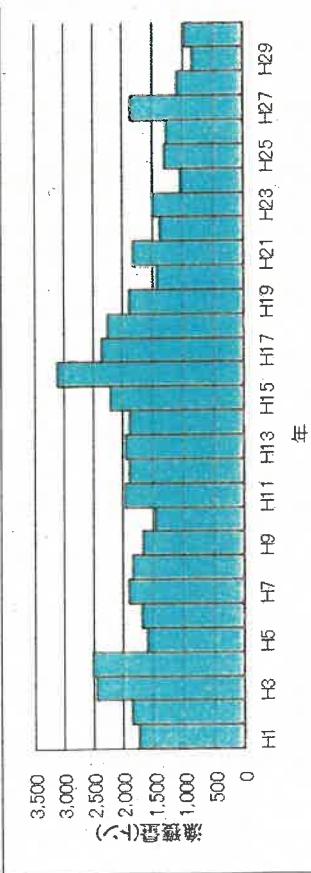


図7 筑前海区イカ類漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

近年漁獲量が減少傾向であることから、今後この状況を回復

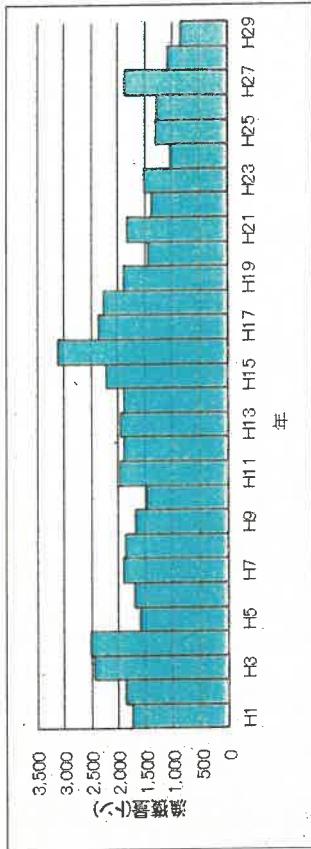


図7 筑前海区イカ類漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

近年漁獲量が減少傾向であることから、今後この状況を回復

(6ページ) 傾向に転じさせることを目的とする。

傾向に転じさせることを目的とする。

(3) 資源管理措置

いか釣り漁業：

減少傾向にある漁獲量を回復させるため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記措置のほか、光力上限制限、産卵保護区域の設定や操業時間の制限等の措置についても取り組み、資源の回復を図る必要がある。

なお、他道府県海域で操業するものにあつては、自県海域同様、当該海域における公的資源管理措置を遵守するとともに、資源の維持増大のための措置についても取り組む必要がある。

いかご漁業：

減少傾向にある漁獲量を回復させるため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

(3) 資源管理措置

いか釣り漁業：

減少傾向にある漁獲量を回復させるため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記措置のほか、光力上限制限、産卵保護区域の設定や操業時間の制限等の措置についても取り組み、資源の回復を図る必要がある。

なお、他道府県海域で操業するものにあつては、自県海域同様、当該海域における公的資源管理措置を遵守するとともに、資源の維持増大のための措置についても取り組む必要がある。

いかご漁業：

減少傾向にある漁獲量を回復させるため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

(7) ページ

4. アワビ

(1) 資源及び漁獲の状況

アワビについては、主として素潜り漁業（漁業権）、潜水器漁業（許可）で漁獲されている。漁獲量は、平成2年に284トンであったが、29年には39トンまで減少したが、30年には65トンに回復した。

図差し替え

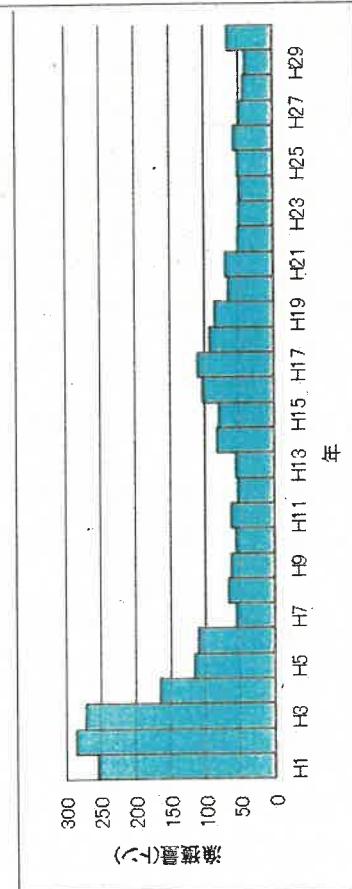


図8 筑前海区アワビ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

資源が低位水準にあることから、今後この状況を回復させることを目標とする。

(3) 資源管理措置

素潜り漁業

4. アワビ

(1) 資源及び漁獲の状況

アワビについては、主として素潜り漁業（漁業権）、潜水器漁業（許可）で漁獲されている。漁獲量は、平成4年に165トンであったが、29年には39トンまで減少しており、資源も低位水準にあると推測される。

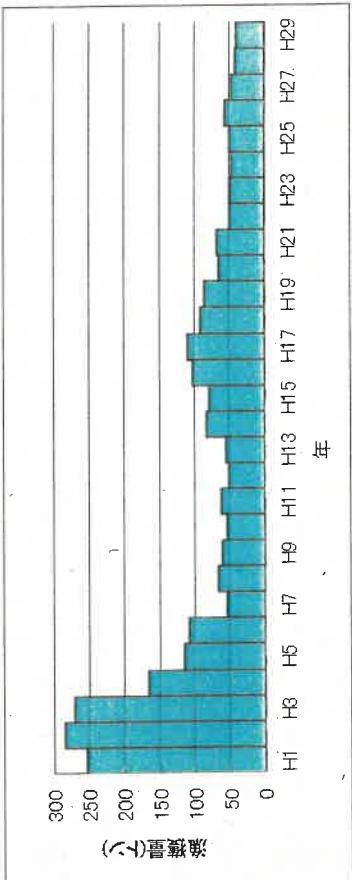


図8 筑前海区アワビ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

資源が低位水準にあることから、今後この状況を回復させることを目標とする。

(3) 資源管理措置

素潜り漁業

<p>(7ページ)</p> <p>低位水準にある資源量を回復させたために、当該漁業においては、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p>	<p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲量制限、保護区域の設定、輪番制等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。</p>	<p>潜水器漁業 :</p> <p>低位水準にある資源量を回復させたために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p>	<p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲量制限、保護区域の設定、輪番制等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。</p> <p>○休漁</p>	<p>5. ハマグリ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>ハマグリについては、主として手掘りで漁獲されている。平成10年の漁獲量は8トン、その後、7～15トンで安定的に推進</p>
--	---	--	--	---

(8 ページ) 移している。資源量調査を開始した平成 17 年の資源量は 182 トンであったが、26 年には 406 トンまで回復したものとの、30 年は 258 トンであり、近年は減少傾向にある。

(2) 資源管理目標

資源量の現状維持を目標とする。

図差し替え

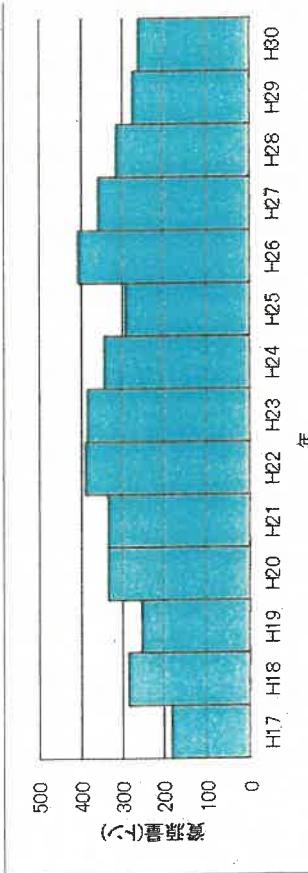


図 9 筑前海区ハマグリ資源量の推移

(3) 資源管理措置

近年資源量が安定して推移しており、今後ともこの状況を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

- 漁獲設長制限
- 漁獲量制限

(2) 資源管理目標
資源量の現状維持を目標とする。
資源量の現状維持を目標とする。

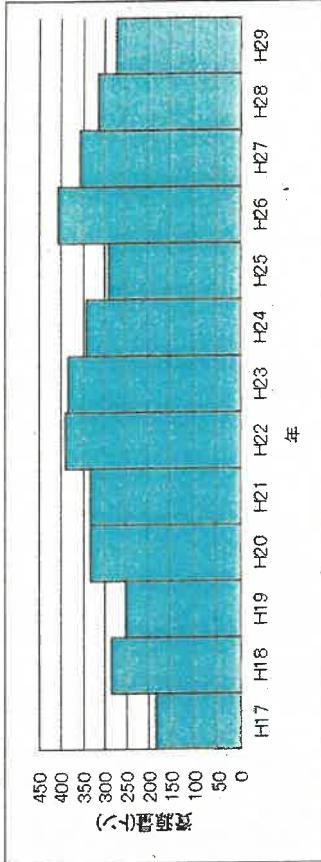


図 9 筑前海区ハマグリ資源量の推移

(3) 資源管理措置

近年資源量が安定して推移しており、今後ともこの状況を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

- 漁獲設長制限
- 漁獲量制限

(8ページ) また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁場の輪探制、密漁監視等の措置についても引き続き取り組むものとする。

(9ページ) 6. クロマグロ
(1) 資源及び漁獲の状況
北太平洋まぐろ類国際科学委員会によれば、当県漁業者が漁獲するクロマグロが含まれる太平洋クロマグロの資源状況は、平成8年から続く減少傾向に歯止めがかかり、平成22年以降ゆっくりと回復傾向にあることが確認されたものの、平成26年の親魚資源量は2.1万トンと、依然として歴史的最低水準であり、資源水準は低位、動向は減少と推定されている。

本県においてクロマグロは、主としてひき網漁業、つり漁業で漁獲されているが、他にまき網漁業やえ網漁業、定置網漁業などでも混獲される。クロマグロの漁獲量は年にによる変動が大きく、平成20年の漁獲量が248.7トンと突出しているが、その他の年は4~52トンと低位で推移している。

また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁場の輪探制、密漁監視等の措置についても引き続き取り組むものとする。

6. クロマグロ
(1) 資源及び漁獲の状況
北太平洋まぐろ類国際科学委員会によれば、当県漁業者が漁獲するクロマグロが含まれる太平洋クロマグロの資源状況は、平成8年から続く減少傾向に歯止めがかかり、平成22年以降ゆっくりと回復傾向にあることが確認されたものの、平成26年の親魚資源量は2.1万トンと、依然として歴史的最低水準であり、資源水準は低位、動向は減少と推定されている。

本県においてクロマグロは、主としてひき網漁業、つり漁業で漁獲されているが、他にまき網漁業やえ網漁業、定置網漁業などでも混獲される。クロマグロの漁獲量は年にによる変動が大きく、平成20年の漁獲量が248.7トンと突出しているが、その他の年は4~52トンで推移している。

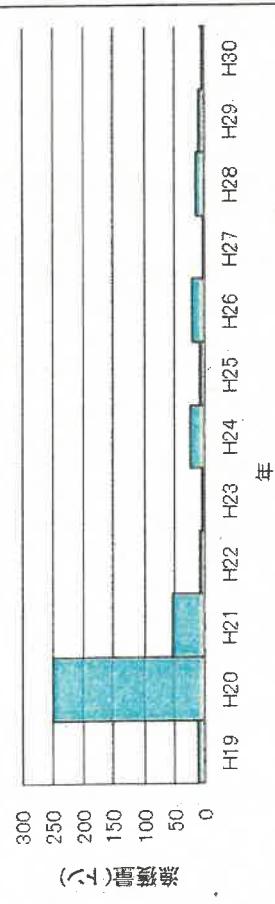


図10 築前海区クロマグロ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

国は、クロマグロを30キログラム未満の小型魚(以下、「小型魚」という。)と30キログラム以上の大型魚に分けて管理し、それぞれ漁獲可能な数量を設定する数量管理を実施している。また小型魚の漁獲を抑制、削減し、大きく育てから漁獲することにより、本種の資源管理を推進すること、また、資源変動の大きな本種の親魚資源量が中長期(5~10年)に適切な変動の範囲内に維持され、これまでの最低水準を下回らないようにするとの考え方を平成22年に公表している。

また、我が国周辺を含む中西部太平洋水域を管轄する太平洋まぐろ類委員会においては暫定目標としてクロマグロの親魚資源量を令和6年までに少なくとも60%の確率で歴史的中間値(約4.1万トン)まで回復させることとしている。

図10 築前海区クロマグロ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

国は、クロマグロを30キログラム未満の小型魚(以下、「小型魚」という。)と30キログラム以上の大型魚に分けて管理し、それぞれ漁獲可能な数量を設定する数量管理を実施している。また小型魚の漁獲を抑制、削減し、大きく育てから漁獲することにより、本種の資源管理を推進すること、また、資源変動の大きな本種の親魚資源量が中長期(5~10年)に適切な変動の範囲内に維持され、これまでの最低水準を下回らないようにするとの考え方を平成22年に公表している。

また、我が国周辺を含む中西部太平洋水域を管轄する中西部太平洋まぐろ類委員会においては暫定目標としてクロマグロの親魚資源量を令和6年までに少なくとも60%の確率で歴史的中間値(約4.1万トン)まで回復させることとしている。

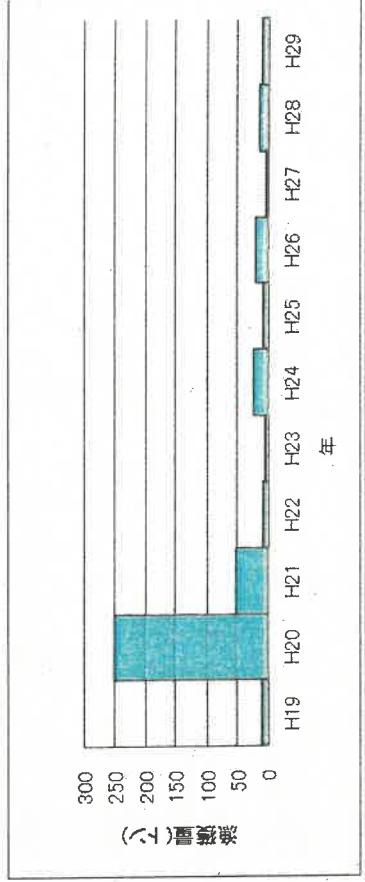


図10 築前海区クロマグロ漁獲量の推移

国は、クロマグロを30キログラム未満の小型魚(以下、「小型魚」という。)と30キログラム以上の大型魚に分けて管理し、それぞれ漁獲可能な数量を設定する数量管理を実施している。また小型魚の漁獲を抑制、削減し、大きく育てから漁獲することにより、本種の資源管理を推進すること、また、資源変動の大きな本種の親魚資源量が中長期(5~10年)に適切な変動の範囲内に維持され、これまでの最低水準を下回らないようにするとの考え方を平成22年に公表している。

また、我が国周辺を含む中西部太平洋水域を管轄する中西部太平洋まぐろ類委員会においては暫定目標としてクロマグロの親魚資源量を令和6年までに少なくとも60%の確率で歴史的中間値(約4.1万トン)まで回復させることとしている。

(9ページ)	<p>(3) 資源管理措置</p> <p>漁船漁業</p> <p>低位である資源水準を回復させるため、当該漁業においては福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画等の公的措置を遵守するとともに、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休漁(強度資源管理※) ○漁獲量の上限設定(強度資源管理※) ○再放流(強度資源管理※) <p>※福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に記載され、自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p>	<p>漁船漁業</p> <p>低位である資源水準を回復させるため、当該漁業においては福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画等の公的措置を遵守するとともに、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休漁(強度資源管理※) ○漁獲量の上限設定(強度資源管理※) ○再放流(強度資源管理※) <p>※福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に記載され、自主的措置を重点を置いて取り組む必要がある。</p>
(10ページ)	<p>定置網漁業</p> <p>低位である資源水準を回復させるため、当該漁業においては福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画等の公的措置を遵守するとともに、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休漁(強度資源管理※) ○漁獲量の上限設定(強度資源管理※) ○再放流(強度資源管理※) <p>※福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に記載され、自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p>	<p>定置網漁業</p> <p>低位である資源水準を回復させるため、当該漁業においては福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画等の公的措置を遵守するとともに、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休漁(強度資源管理※) ○漁獲量の上限設定(強度資源管理※) ○再放流(強度資源管理※) <p>※福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に記載され、自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p>

また、上記の措置の他、クロマグロの漁獲状況を適時的確に把握するための漁獲モニタリングを実施する。

また、上記の措置の他、クロマグロの漁獲状況を適時的確に把握するための漁獲モニタリングを実施する。

7. タコ類

(1) 資源及び漁獲の状況

タコ類については、たこつぼ漁業（漁業権、許可）、雑魚かご漁業（漁業権、許可）、小型機船底びき網漁業で漁獲されるマダコ、テナガダコ、イイダコ等が含まれる。漁獲量は、平成2年に209トンであったが平成8年から徐々に増加した。特異的に1,978トンの漁獲があった平成19年を除くと、近年はおよそ800～1,100トンで推移し、高位横ばいの傾向であると推測される。

図差し替え

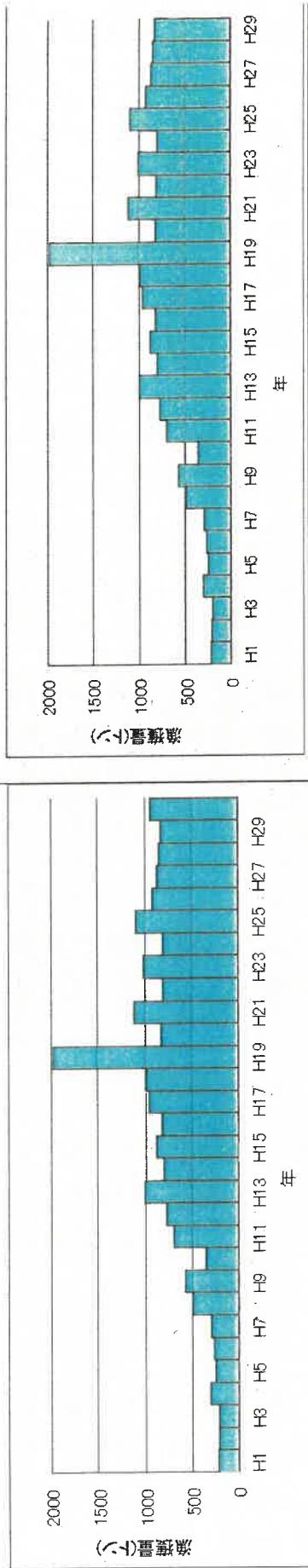


図 11 筑前海区タコ類漁獲量の推移

図 11 筑前海区タコ類漁獲量の推移

(11 ページ)	(2) 資源管理目標	資源を維持することを目標とする。	(2) 資源管理目標	資源を維持することを目標とする。
	(3) 資源管理措置 たこつぼ漁業：	資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。 ○休漁	(3) 資源管理措置 たこつぼ漁業：	資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。 ○休漁
	雑魚かご漁業：	資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。 ○休漁	雑魚かご漁業：	資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。 ○休漁
	小型機船底びき網漁業：	資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。 ○休漁	小型機船底びき網漁業：	資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。 ○休漁

(11 ページ) 整委員会指示 175 号に位置づけられた、指定海域での体重 400g 未満のマダコの採捕禁止については、自主的措置として取り扱うこととする。

【漁業種類別資源管理】

1. 中小型まき網漁業（あじ・さばまき網漁業及びかたくちいわしまき網漁業）

（1）漁獲の状況

中小型まき網漁業のうち、あじ・さばまき網漁業はマアジ、マサバ、ゴマサバ等、かたくちいわしまき網漁業はいわし類を主な漁獲対象種とする。漁獲量は漁獲対象種の来遊状況により大きく変動するものの、平成 6 年に約 13,000 トンであったものが、平成 24 年は約 3,500 トンまで減少している。平成 27 年は主要な漁獲物であるマアジ、サバ類の来遊量が多かつたため、漁獲量は約 7,500 トンと大幅に増加したが、平成 30 年には約 4,400 トンと減少しており、資源量は依然として不安定である。当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

(12 ページ) 整委員会指示 175 号に位置づけられた、指定海域での体重 400g 未満のマダコの採捕禁止については、自主的措置として取り扱うこととする。

【漁業種類別資源管理】

1. 中小型まき網漁業（あじ・さばまき網漁業及びかたくちいわしまき網漁業）

（1）漁獲の状況

中小型まき網漁業のうち、あじ・さばまき網漁業はマアジ、マサバ、ゴマサバ等、かたくちいわしまき網漁業はいわし類を主な漁獲対象種とする。漁獲量は漁獲対象種の来遊状況により大きく変動するものの、平成 6 年に約 13,000 トンであったものが、平成 24 年は約 3,500 トンまで減少している。平成 27 年は主要な漁獲物であるマアジ、サバ類の来遊量が多かつたため、漁獲量は約 7,500 トンと大幅に増加したが、平成 29 年には約 4,600 トンと減少しており、資源量は依然として不安定である。当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

(12 ページ)
図差し替え

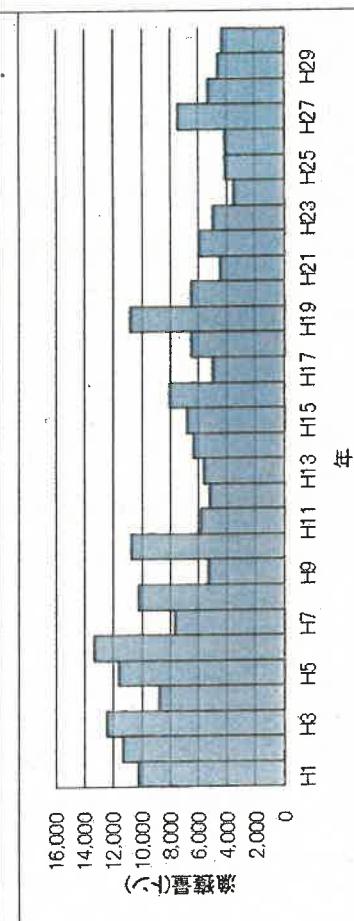


図 12 筑前海区中小型まき網漁業漁獲量の推移

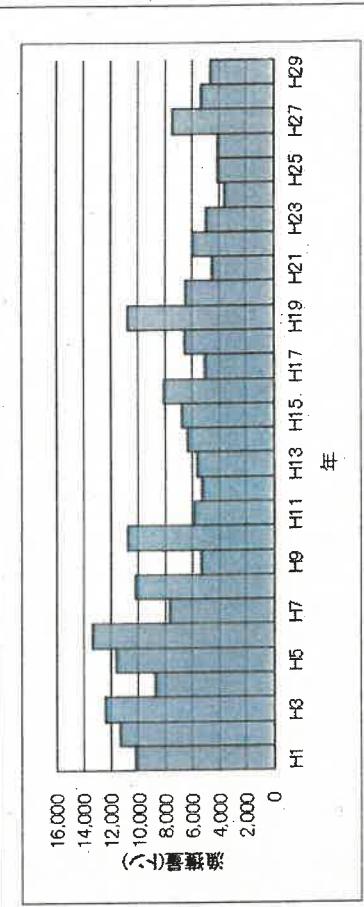


図 12 筑前海区中小型まき網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある漁獲量を回復基調とするために、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

(2) 資源管理措置

減少傾向にある漁獲量を回復基調とするために、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

(13 ページ)

2. 小型機船底びき網漁業（手縄第2種えびこぎ網漁業）

(1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業（手縄第2種えびこぎ網漁業）は、カレイ類、エビ類等を主な漁獲対象魚種とする。漁獲量は平成元

2. 小型機船底びき網漁業（手縄第2種えびこぎ網漁業）

(1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業（手縄第2種えびこぎ網漁業）は、カレイ類、エビ類等を主な漁獲対象魚種とする。漁獲量は平成元

(13ページ)

年に約3,400トンであったものが、近年は500トン前後まで減少しており、資源も減少傾向にあると推測される。
当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

図差し替え

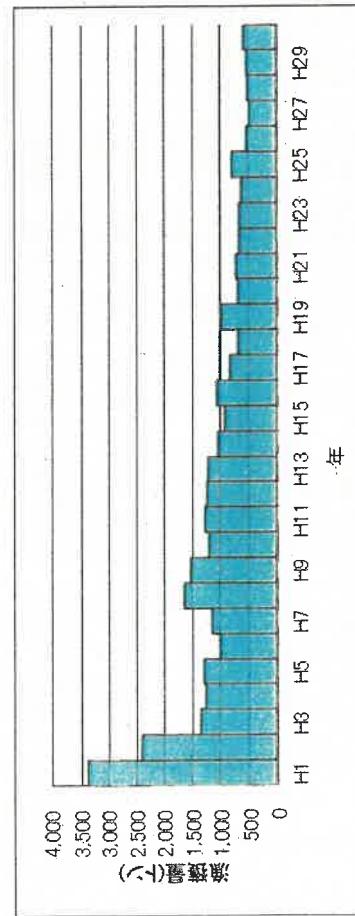


図13 筑前海区小型機船底びき網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

資源の減少に歯止めをかけ、持続的に利用していくため、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。
○休漁

(2) 資源管理措置

資源の減少に歯止めをかけ、持続的に利用していくため、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。
○休漁

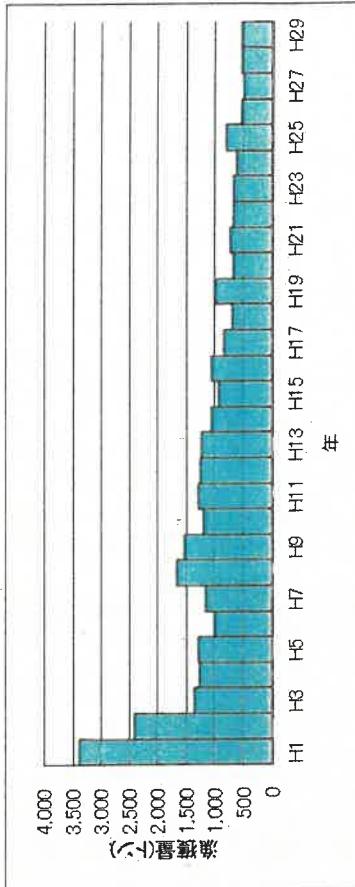


図13 筑前海区小型機船底びき網漁業漁獲量の推移

年に約3,400トンであったものが、近年は500トン前後まで減少しており、資源も減少傾向にあると推測される。
当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

(13 ページ)	<p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲物制限（トラフグ、ヒラメ小型魚再放流）の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。</p>	<p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲物制限（トラフグ、ヒラメ小型魚再放流）の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。</p>
(14 ページ)	<p>3. さし網漁業</p> <p>(1) 漁獲の状況</p>	<p>さし網漁業は、ヒラメ、カレイ類、サワラ、ブリ、キス等を主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。漁獲動向は概ね2,000～3,000トンの漁獲があり比較的安定していたが、平成20年以降は2,000トンを下回り、近年はやや減少傾向となっている。</p> <p>当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しかったため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。</p> <p>(1) 漁獲の状況</p> <p>さし網漁業は、ヒラメ、カレイ類、サワラ、ブリ、キス等を主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。漁獲動向は概ね2,000～3,000トンの漁獲があり比較的安定していたが、平成20年以降は2,000トンを下回り、近年はやや減少傾向となっている。</p> <p>当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しかったため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。</p>

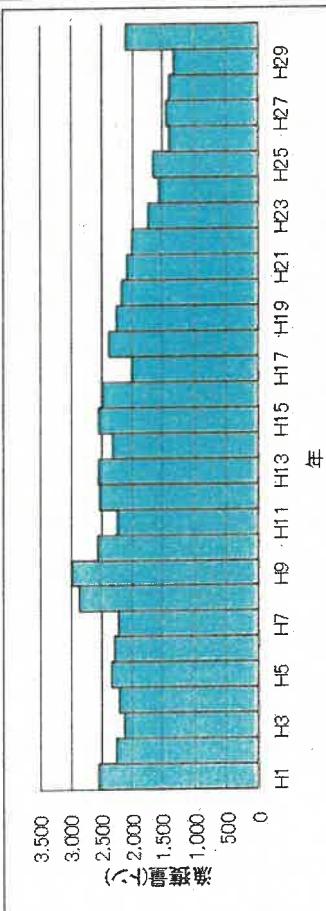


図 14 筑前海区さし網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある漁獲量を回復基調とするために漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲物制限（ヒラメ小型魚再放流）の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

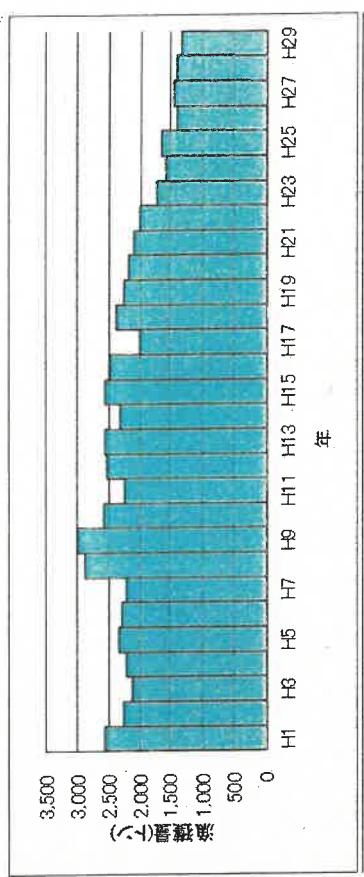


図 14 筑前海区さし網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある漁獲量を回復基調とするために漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲物制限（ヒラメ小型魚再放流）の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

4. つり漁業

(1) 漁獲の状況

つり漁業は、マアジ、サワラ、ブリ、イサキ等を主な漁獲対

4. つり漁業

(1) 漁獲の状況

つり漁業は、マアジ、サワラ、ブリ、イサキ等を主な漁獲対

(15 ページ)

象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。近年の漁獲動向は概ね 1,600～1,900 トンの漁獲があり比較的安定している。

当該漁業については、漁業の性格上、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

図差し替え

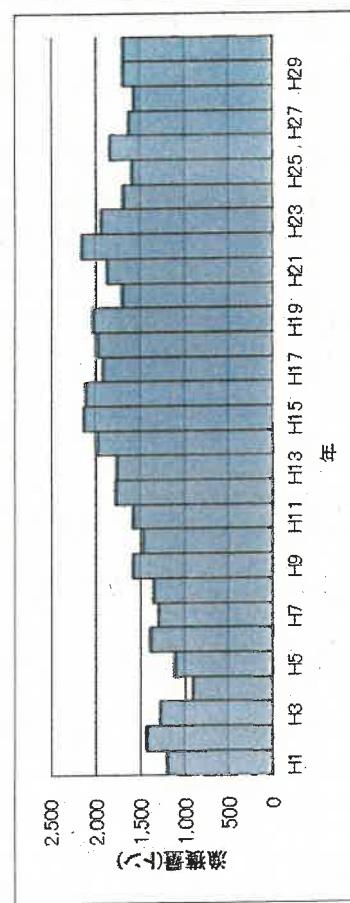


図 15 筑前海区釣り漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

漁獲動向は安定しており、この状況を維持するために漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

象魚種とすると、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。近年の漁獲動向は概ね 1,600～1,900 トンの漁獲があり比較的安定している。

当該漁業については、漁業の性格上、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

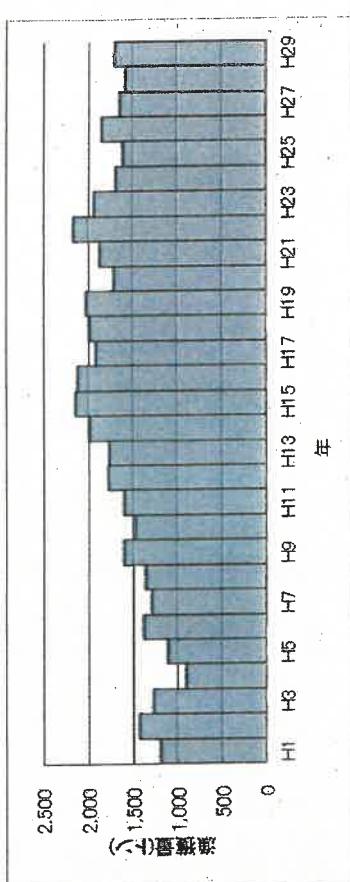


図 15 筑前海区釣り漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

漁獲動向は安定しており、この状況を維持するためには資源調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記の措置のほか、種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

5. かご漁業 (いかかごを除く)

(1) 漁獲の状況

かご漁業は、シロサバフグ、タコ類、アナゴ、カサゴ等を中心とした漁獲対象魚種ですが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。近年の漁獲量はおよそ400トン前後で推移しているが、過去には1,000トン近くの水揚げがあったこともあり、年変動が大きい。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

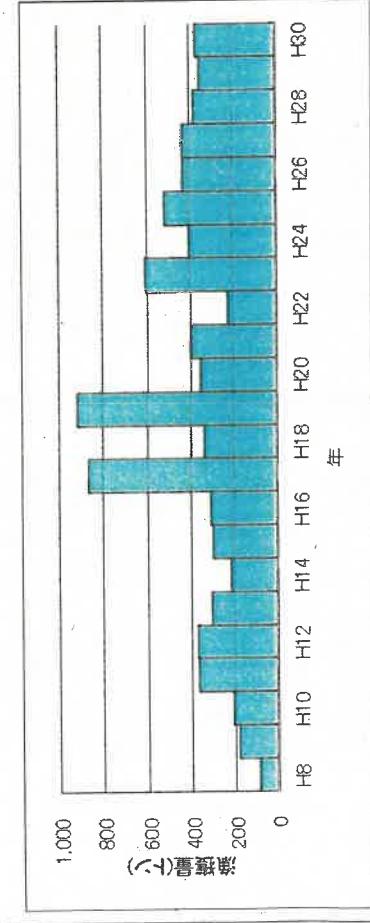
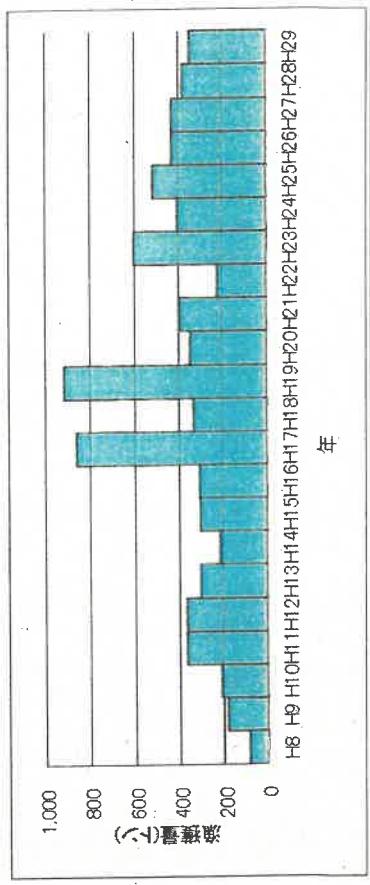
また、上記の措置のほか、種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

5. かご漁業 (いかかごを除く)

(1) 漁獲の状況

かご漁業は、シロサバフグ、タコ類、アナゴ、カサゴ等を中心とした漁獲対象魚種ですが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。近年の漁獲量はおよそ400トン前後で推移しているが、過去には1,000トン近くの水揚げがあったこともあり、年変動が大きい。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。



図差し替え

図16 筑前海区ご漁業獲獲量の推移

(2) 資源管理措置

不安定な漁獲動向を安定させるために、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記の措置のほか、種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

(17--)

(1) 漁獲の状況

に応じて他の魚種も漁獲する。漁獲量は近年、およそ30~90前後トンで推移しているが、年にによる変動が大きく不安定である。当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しかったため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組むが必要がある。

ある。

図16 筑前海区における漁業獲漁量の推移

(2) 資源管理措置

不安定な漁獲動向を安定させるために、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁
また、上記の措置のほか、種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

6. しいら漬漁業

(1) 漁獲の状況

に応じて他の魚種も漁獲する。漁獲量は近年、およそ30~90前後トンで推移しているが、年による変動が大きく不安定である。当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しかっため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

ある。

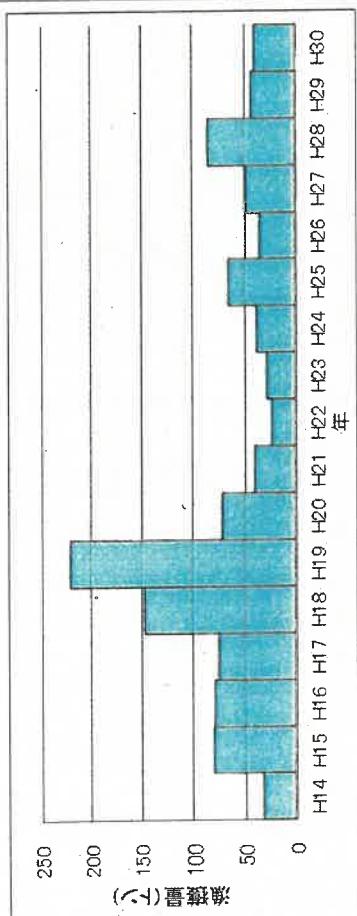


図 17 筑前海区しいら漬け漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

不安定な漁獲動向を安定させるために、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

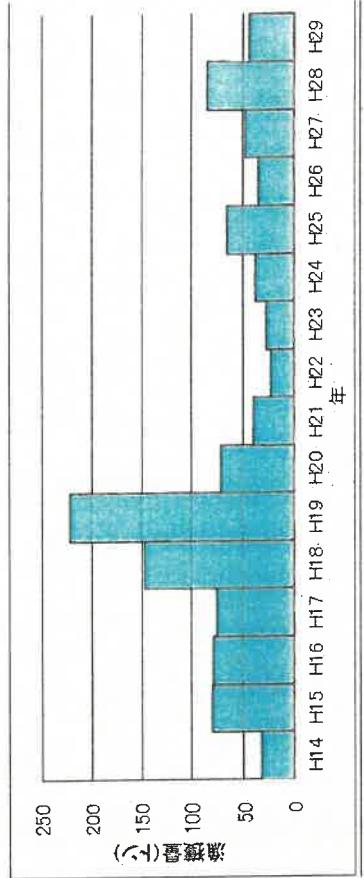


図 17 筑前海区しいら漬け漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

不安定な漁獲動向を安定させるために、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

(18 ページ)
9. 小型定置網漁業

(1) 漁獲の状況

小型定置網漁業は、マアジ、ブリ、イカ類等を主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて他の魚種も漁獲する。漁獲量は近年、およそ 400～600 トン前後の漁獲があり比較的安定している。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁

9. 小型定置網漁業

(1) 漁獲の状況

小型定置網漁業は、マアジ、ブリ、イカ類等を主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて他の魚種も漁獲する。漁獲量は近年、およそ 400～600 トン前後の漁獲があり比較的安定している。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁

(18 ページ) 獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

図差し替え

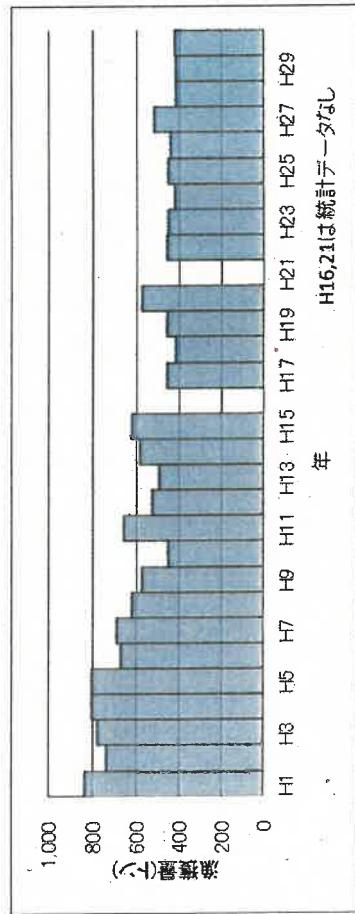


図 18 筑前海区小型定置網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

漁獲動向は安定しており、この状況を維持するために漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

(19 ページ)

【豊前海区】
【魚種別資源管理】
1. サワラ

(18 ページ) 獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

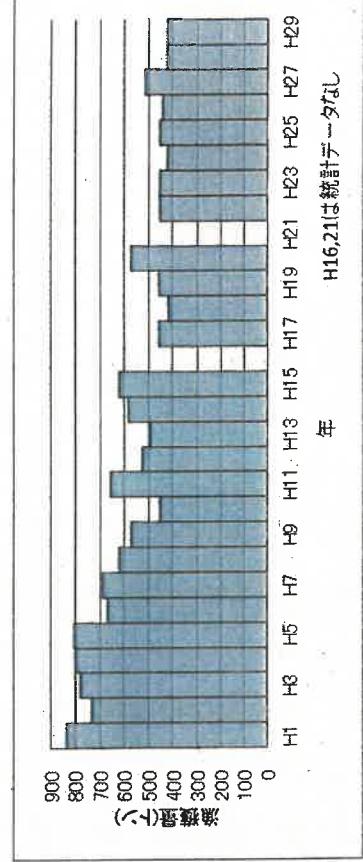


図 18 筑前海区小型定置網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

漁獲動向は安定しており、この状況を維持するために漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

【豊前海区】
【魚種別資源管理】
1. サワラ

(2) 資源管理措置
漁獲動向は安定しており、この状況を維持するために漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

【豊前海区】
【魚種別資源管理】
1. サワラ

(19 ページ) (1) 資源及び漁獲の状況

サワラについては、さわら流しさし網漁業（許可）で漁獲されている。豊前海区における漁獲量は少なく、サワラの来遊状況によって0～12トンで推移しているが、本県の漁獲による資源への影響は少ないと考えられる。また漁獲対象であるサワラ瀬戸内海系群の資源評価は低位ではあるが、近年はやや増加傾向にある。

図差し替え

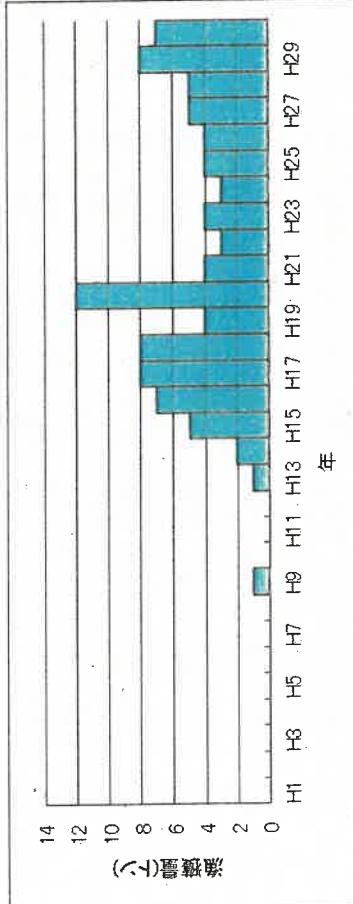


図19 豊前海区サワラ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

サワラ瀬戸内海系群の資源水準は低位であるため、今後この状況を回復させることを目標とする。

(3) 資源管理措置

(1) 資源及び漁獲の状況

サワラについては、さわら流しさし網漁業（許可）で漁獲されている。豊前海区における漁獲量は少なく、サワラの来遊状況によつて0～12トンで推移しているが、本県の漁獲による資源への影響は少ないと考えられる。また漁獲対象であるサワラ瀬戸内海系群の資源評価は低位ではあるが、近年はやや増加傾向にある。

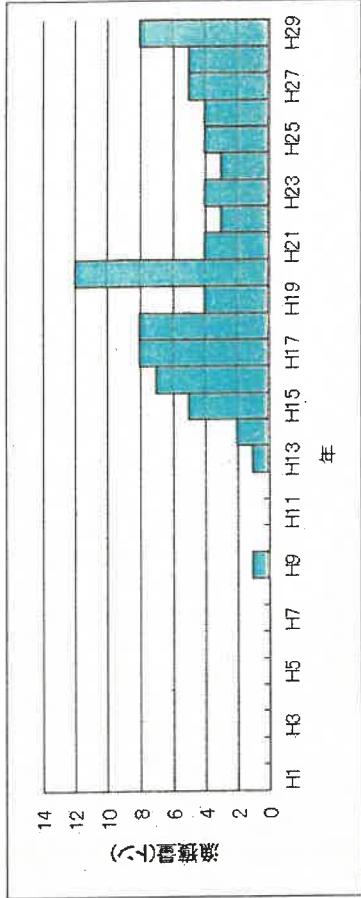


図19 豊前海区サワラ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

サワラ瀬戸内海系群の資源水準は低位であるため、今後この状況を回復させることを目標とする。

(3) 資源管理措置

(19 ページ)

さわら流し刺網：

低位である資源量を回復させるために、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画で取り組んできた下記の措置を引き続き重点的に取り組む必要がある。

○休漁

○漁具規制（網目規制）

(20 ページ)

【漁業種類別資源管理】

1. 小型機船底びき網漁業（手縄第2種えびこぎ網漁業及び手縄第3種けた網漁業）

(1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業（手縄第2種えびこぎ網漁業及び手縄第3種けた網漁業）は、カレイ類、エビ類等を主な漁獲対象魚種とする。漁獲動向は平成3年に1,796トンであったものが、平成30年には592トンまで減少しており、資源も減少傾向にあると推測される。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

さわら流し刺網：

低位である資源量を回復させるために、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画で取り組んできた下記の措置を引き続き重点的に取り組む必要がある。

○休漁

○漁具規制（網目規制）

【漁業種類別資源管理】

1. 小型機船底びき網漁業（手縄第2種えびこぎ網漁業及び手縄第3種けた網漁業）

(1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業（手縄第2種えびこぎ網漁業及び手縄第3種けた網漁業）は、カレイ類、エビ類等を主な漁獲対象魚種とする。漁獲動向は平成3年に1,796トンであったものが、平成29年には603トンまで減少しており、資源も減少傾向にあると推測される。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

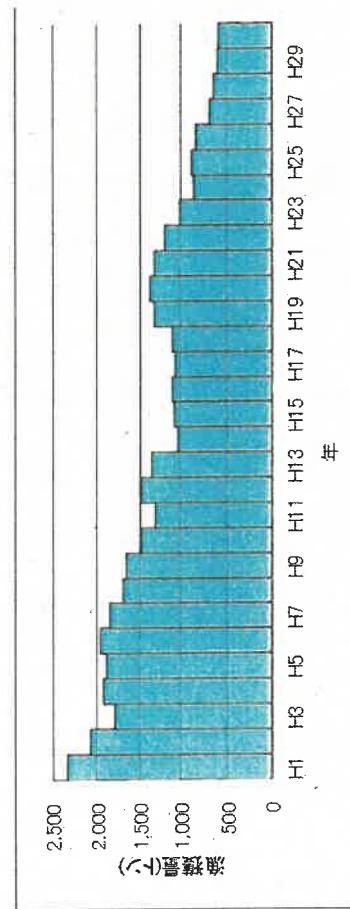


図 20 豊前海区小型機船底びき網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある資源量を回復させたために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記措置のほか、周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、クルマエビ、シャコ、ガザミ）資源回復計画で取り組んできた漁獲物規制（小型魚、産卵親魚の再放流）等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

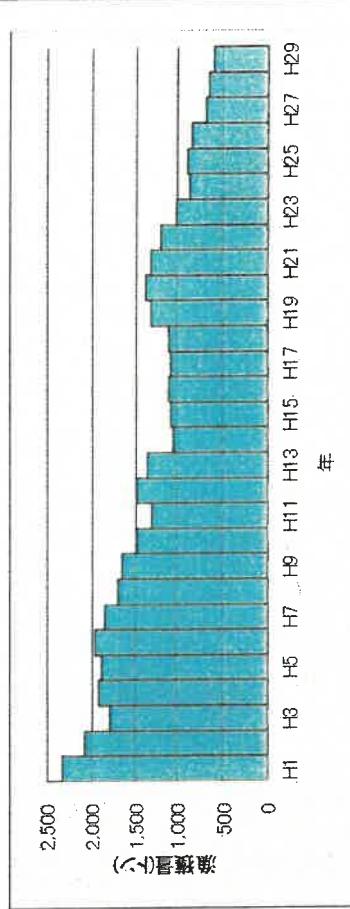


図 20 豊前海区小型機船底びき網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある資源量を回復させたために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記措置のほか、周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、クルマエビ、シャコ、ガザミ）資源回復計画で取り組んできた漁獲物規制（小型魚、産卵親魚の再放流）等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

【有明海区】**【魚種別資源管理】****1. ガザミ****(1) 資源及び漁獲の状況**

ガザミについては、固定式さし網漁業（許可）、かご漁業（漁業権）で漁獲されている。漁獲量は平成4年には52トンであったが、その後減少を続けている。平成25年には一時的に増加したもの、長期的には低水準で推移しており、資源水準は低位で、不安定な状態にあると推測される。

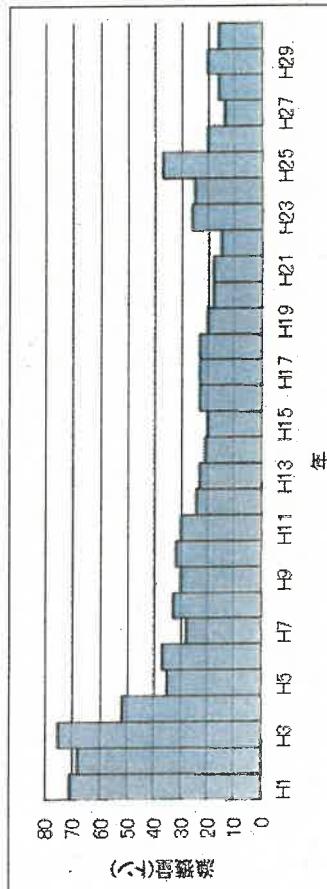
図差し替え

図 21 有明海区ガザミ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

近年漁獲量が不安定な状況にあることから、資源が増加傾向となることを目標とする。

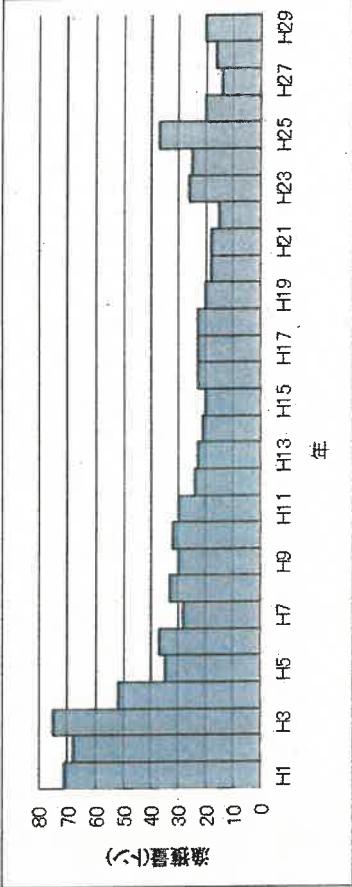


図 21 有明海区ガザミ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

近年漁獲量が不安定な状況にあることから、資源が増加傾向となることを目標とする。

(21 ページ)	<p>(3) 資源管理措置</p> <p>固定式さし網漁業 :</p> <p>資源を増加させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、有明海における広域漁業調整委員会指示等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休漁 ○抱卵ガザミの保護(※) ○小型ガザミ、軟甲ガザミの再放流(※) <p>※有明海ガザミ広域資源管理方針により自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p> <p>かご漁業 :</p> <p>資源を増加させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、漁業権行使規則、有明海における広域漁業調整委員会指示等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休漁 ○抱卵ガザミの保護(※) ○小型ガザミ、軟甲ガザミの再放流(※) <p>※有明海ガザミ広域資源管理方針により自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p>
	<p>第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針</p> <p>第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針</p>

(22 ページ)

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手間・方法により、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Plan check)、改善(Act)のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する。

② 評価・検証については、外部有識者(漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など)が参加する資源管理協議会が実施する。

③ 指標は、対象魚種の資源量やCPUEの経年的な動向を基本とし、現時点で資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備に努めるものとする。

④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手間・方法により、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Plan check)、改善(Act)のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する。

② 評価・検証については、外部有識者(漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など)が参加する資源管理協議会が実施する。

③ 指標は、対象魚種の資源量やCPUEの経年的な動向を基本とし、現時点で資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備に努めるものとする。

④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

第4 その他

(1) 履行確認等について

第4 その他

(1) 履行確認等について

本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、資源管理協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

(2) その他

漁業者の自主的取組と併せて、栽培漁業及び漁場整備等による資源の積極的な培養、漁場環境の改善等を推進していくことで、これまで取り組んできた資源管理の一層の強化を図ることとする。

なお、本指針に記載のない漁業種類については、資源管理の取り組みに関する漁業者との協議が整つたものから、隨時追加して資源管理の一層の推進を図るものとする。

(22 ページ)
(追加)

(3) 福岡県資源管理指針の廃止について

本指針に基づく資源管理計画は、漁業法に基づく資源管理協定へ順次移行し、令和5年度末までに移行を完了することとし、これに伴い、本指針を廃止する。

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認にあたっては、下記左欄の各資源管理措置毎に、右欄に掲げる各手段を用いることとする。

資源管理措置	履行確認手段
休 漁	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協、市場等の仕切伝票など、出荷状況が確認できるデータ ・係船休漁した場合は、係船時の漁船写真 ・小型定置網漁業にあつては、網揚げ時の写真
漁具規制	<ul style="list-style-type: none"> 操業開始前漁具積載時の漁具写真（目合など、規制内容が明確に判別可能なもの）
漁獲穀長制限	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協、市場等の仕切り伝票など、出荷状況が確認できるデータ
漁獲量制限	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協、市場等の仕切り伝票など、出荷状況が確認できるデータ

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認にあたっては、下記左欄の各資源管理措置毎に、右欄に掲げる各手段を用いることとする。

資源管理措置	履行確認手段
休 漁	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協、市場等の仕切伝票など、出荷状況が確認できるデータ ・係船休漁した場合は、係船時の漁船写真 ・小型定置網漁業にあつては、網揚げ時の写真
漁具規制	<ul style="list-style-type: none"> 操業開始前漁具積載時の漁具写真（目合など、規制内容が明確に判別可能なもの）
漁獲穀長制限	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協、市場等の仕切り伝票など、出荷状況が確認できるデータ
漁獲量制限	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協、市場等の仕切り伝票など、出荷状況が確認できるデータ

「要望事項とりまとめの留意点について」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における主要提出議題
(平成20年度以降)

会議年度	筑前海区関連議題	豊前海区関連議題	有明海区関連議題
H20年	なし	なし	なし
H21年	なし	なし	なし
H22年	なし	なし	なし
H23年	なし	なし	なし
H24年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について	なし	なし
H25年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて	なし	なし
H26年～29年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船と我が国ふぐはえなわ漁船の操業秩序維持について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	なし	なし
H30年～R2年	・日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	なし	なし

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議議題

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

内 容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場であります。が、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

大中型まき網漁業の網船に対しては、新施策として、平成25年度にVMSシステム設置が義務づけられました。しかし、船団全船への設置とはなっておらず、灯船による魚群の誘導などの手法が可能なため、違反防止対策としては十分ではありません。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 大中型まき網漁業に使用する全船へVMSを設置すること。
- 4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議議題

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

内 容

新日韓漁業協定（平成11年1月発効）では相互入漁が原則となっていますが、それ以降我が国EEZ内で韓国漁船による違反操業やトラブルが多発しました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成20年に日韓両国間の民間協定であるEEZ内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場です。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、相互入漁が再開された場合、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければならなくなります。つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次とおり要望いたします。

- 1 我が国のEEZ内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

資料 4
(22期3回有明漁業調査)
(令和3年6月23日)

○令和3年7月1日～令和4年6月30日 刺し網等漁業福岡佐賀相互入漁の許認可状況について（令和3年6月23日現在）

組合名	福岡県⇒佐賀県 (R 3 佐賀県許可隻数)												佐賀県 計	
	大川	大野島	上新田	川口	浜武	沖端	両開	柳川	皿垣開	大和	三里	福岡県 計		
すずき流し刺し網	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3	5	0
えび三重流し刺し網	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	4	2	0	0
雑魚一重流し刺し網	0	2	1	3	0	0	0	1	0	0	7	3	0	5
固定式刺し網	11	2	19	9	15	21	1	2	1	1	3	85	24	2
げんしき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (120隻以内)	11	5	20	15	16	22	1	2	1	4	99	44	2	28
														114

